

【件名】フランスから日本入国時の水際対策措置の変更（検疫所長の指定する場所での3日間の待機）

8月14日0時以降にフランスから日本に入国する場合、検疫所長が指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設）での3日間の待機（到着日は含まれません）と3日目の新型コロナウイルス感染検査が求められます。

3日目の検査を受けて陰性と判定された場合、検疫所長が指定する場所を退所し、入国後14日目までの間自宅等で待機が求められます。

（本件措置は、別途11日付一斉メール【広域情報】新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する新たな指定国・地域について）でお知らせしたものです。）

出発72時間以内の陰性証明書の取得など、これまで求められていた日本入国時の防疫措置は、引き続き求められますので、以下のウェブページにてご確認ください。

厚生労働省『検疫所が確保する宿泊施設での待機・誓約書の提出について』（8月11日改訂）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html

厚生労働省『水際対策に係る新たな措置について』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

外務省『水際対策強化措置に係る国・地域の指定について（8月11日付）』

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100221453.pdf>

なお、現在成田及び羽田空港にて実施中の「海外在留邦人等の一時帰国時のワクチン接種（<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>）」の枠組みですでにワクチン接種の予約をしている場合でも、3日間の待機期間中はワクチンの接種を受けることができません。待機が求められている期間に接種を予約された方は、接種日の変更をお願いします（電話：+81-50-5806-2587、メール：mofa-vaccine-QA@asiahs.com）。

3日間の待機期間の経過後（3日目の検査にて陰性の場合のみ）、検疫所手配のバスで空港に戻りますが、その日の17時までであれば、予約時間と異なる時間帯でも、ワクチン接種を受けることが可能です。

【日本入国時の水際対策措置についての問い合わせ窓口】

● 厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

海外から電話の場合：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

国内から電話の場合：0120-565-653

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ストラスブール日本国総領事館

代表番号:03-8852-8500

(フランス国外からは(+33)3-8852-8500)

メール: consulaire-cgj@s6.mofa.go.jp (領事班専用)

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きをしてください。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を電子届出システム(ORR ネット)から提出した方で帰国又は当館管轄外に移転した方は、以下の URL で帰国又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>